

## 東信高等学校体育大会 参加資格（各競技共通事項）

<全国高等学校総合体育大会、長野県高等学校体育大会参加資格に準ずる。>

### 【総合体育大会】

1. 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
  2. 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により全国大会参加の資格を得た者に限る。
  3. 年齢は、昭和・平成〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。  
ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。  
(出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。)  
(平成20年度は平成元年、平成21年度は平成2年・・・)
  4. チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は原則として認めない。
  5. 生徒減による複数校の合同チームによる大会参加は、北信越大会・全国総体の予選会としての性格を損なわない範囲で当該競技要項により認めることがある。  
その場合の共通条件は以下のとおりとする。
    - (ア) 通常の練習が可能な同一地区内を原則とする。
    - (イ) 当該校の学校長が参加を認めること。
    - (ウ) チーム名は学校連名とする。
    - (エ) 認知書は学校ごと作成する。
  6. 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
  7. 転校の扱いについては、転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。  
ただし、一家転住などやむを得ない場合は、長野県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
  8. 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び高体連会長の承認を必要とする。
  9. 参加資格の特例
    - (ア) 上記1・2に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
    - (イ) 上記3のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
- ◆ その他競技団体の登録規定等による参加資格が適用される。

## 【新人体育大会】

1. 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
2. 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により全国大会参加の資格を得た者に限る。
3. (ア) 年齢は、昭和・平成〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。

ただし、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

(出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。)

(平成20年度は平成2年、平成21年度は平成3年・・・)

(イ) その他の特例についての決定は専門部とする。(外国人留学生・短期留学生等)

4. チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は原則として認めない。
5. 生徒減による複数校の合同チームによる大会参加は、北信越大会・全国総体の予選会としての性格を損なわない範囲で当該競技要項により認めることがある。

その場合の共通条件は以下のとおりとする。

(ア) 通常の練習が可能な同一地区内を原則とする。

(イ) 当該校の学校長が参加を認めること。

(ウ) チーム名は学校連名とする。

(エ) 認知書は学校ごと作成する。

6. 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
7. 転校の扱いについては、転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない(外国人留学生もこれに準ずる)。  
ただし、一家転住などやむを得ない場合は、長野県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
8. 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び高体連会長の承認を必要とする。

### 9. 参加資格の特例

(ア) 上記1・2に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

(イ) 上記3のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

◆ その他競技団体の登録規定等による参加資格が適用される。